

第 2 2 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年 8月 5日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

実施機関は職務権限を持ちながら名古屋市上下水道局指定排水設備工事店又は名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下これらを「指定工事店等」という。）及びこれらが加盟する「協同組合」が上水道加入（下水道未完地域）・新規加入の上下水同時加入と下水道本管工事とともに下水道加入手続きを、独占的に指定工事店等より加盟する「協同組合」受付済ゴム印を押した文書を、出先の営業所なり管路センターで受理するのは当然としながらも、当該指定工事店等が官庁申請費などの名目で数千円以上の報酬（対価とも）を得る行政書士法（昭和26年法律第 4号。以下「法」という。）第 8章雑則第19条の業務制限が存在しているのに、名古屋市公務員としての法令順守コンプライアンスを第一としながらも見過ごしているものの分かるものを求めます。

- 2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 9月 4日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張してい

る審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

指定工事店等が業として為せるのは水道及び下水道の工事のみで、付帯する上下水道局への手続きに対し、工事依頼者より数千円を官庁申請費名目で徴収（以下「費用徴収」という。）することは、法第19条の業務制限にあたり不法行為となるので、実施機関がこの関連する文書の作成を部下に命じないわけが無い。また、実施機関は、本件不法行為について指導、監督する権限を有すると思う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、実施機関が法第19条の業務制限に関連する文書の作成を部下に命じないわけが無く存在すると主張していることを考慮すると、実施機関が当該実施機関の職員に対して、法第19条の業務制限に関して指定工事店等へ是正指導を行うよう命じる旨を記載した文書をいうものと解される。
- 2 しかし、本件審査請求の対象となる行政文書は、作成していないため不存在である。したがって、原処分は適正なものである。
- 3 なお、審査請求人は、指定工事店等が上下水道局への手続きに対し、工事依頼者より費用徴収していると主張しているが、指定工事店等が工事依頼者から得る報酬の額やその対象及び内訳については、指定工事店等と工事依頼者の間で合意するもので、実施機関が関与するものではない。
- 4 また、審査請求人は、法第19条の業務制限にあたり不法行為となると主張しているが、実施機関は、当該主張を裏付ける判決等を確認していない上、法違反に係る解釈権や捜査権を有していないため、当該主張が正しいか判断する立場にもない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 指定工事店等について

指定工事店等とは、排水設備工事又は給水装置工事（以下これらを「排水設備工事等」という。）を適正に施行することができると認められる者として、名古屋市から指定を受けている工事店のことであり、その指定にあつ

ては、必要な要件を満たす技術者を置いていることや必要な機械器具を有していることなどが要件となっている。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件審査請求の対象となる行政文書は、指定工事店等による費用徴収が法第19条の業務制限に違反していることについて、実施機関が見過ごしていることがわかる文書であり、審査請求人は、指定工事店等による費用徴収が法第19条の業務制限に違反し不法行為となることを前提としている。

(2) しかし、実施機関は、上記第44のとおり、指定工事店等による費用徴収が不法行為にあたるか否かについて、判断する立場にないと主張している。

(3) この点、上記2から指定工事店等の指定の趣旨は、排水設備工事等を適正に施行することを技術的に担保するためのものであると解するのが相当であり、実施機関の主張に不自然な点は認められない。

(4) 実施機関が、指定工事店等による費用徴収について、不法行為にあたるか否かについて判断をする立場にない以上、本件異議申立ての対象となる行政文書を作成する必要性は考えにくい。

4 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 したがって、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月24日	諮問書の受理
11月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月 4日	実施機関の弁明意見書を受理
12月12日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付

	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
12月26日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月13日 (第13回 第 1小委員会)	調査審議
平成31年 1月 8日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久